

名古屋市告示第520号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和 7年10月17日

名古屋市長 広 沢 一 郎

第 1 一般・単身者向け共通区分

1 申込みの資格

次の（1）から（7）までの資格を全て有する者。

- （1）市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- （2）現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその他の規則で定める者を含む。）があること。

ただし、次のいずれかに該当する者は、上記の条件を具備することを要しない。

ア 60歳以上の者

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

- カ 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの
- キ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- ク 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- ケ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- コ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- サ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- シ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次の (ア)又は (イ)のいずれかに該当するもの
 - (ア) 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - (イ) 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- ス 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

セ アからスまでに掲げる者のほか、市長が別に定める市営住宅に入居しようとする者

- (3) 住宅条例第 5 条第 1 項第 3 号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5 項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であつて、その明渡しの日の翌日から起算して 3 年（ただし、住宅条例第20条の 2 又は定住条例第16条の 2 の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5 条第 2 項で定める者にあつては 5 年）を経過しないものでないこと。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

令和 7年10月24日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和 7年10月24日（金）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

ウ 住まいの窓口

令和 7年10月24日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1月3日までを除く。交付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 7年11月 5日（水）の午後 3時00分までに受付場所で申込みした者については、申込住宅決定順位を決める抽せんによる。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区花の木二丁目18番23号 西図書館地下 3階
西文化小劇場

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市東区東桜一丁目11番 1号 オアシス21 バスターミナル
内

住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

令和 7年11月 5日（水）午前 9時30分から午後 3時00分まで

イ 公募 2日目以降

(7) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 7年12月 4日（木）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から
午後 5時15分（木曜日にあつては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 7年12月 5日（金）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに12月29日から翌年 1
月 3日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分ま
で。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社

(2) 日時

令和 7年11月 7日（金）午前10時00分から

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 115戸

(2) 改良住宅

空家住宅 2戸

第 2 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般・単身者向け共通区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯

員総数 5人以上（出生前の胎児を含む。）の世帯又は18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子（出生前の胎児を含む。）を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般・単身者向け共通区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般・単身者向け共通区分と同じ。

4 抽せん

第 1の一般・単身者向け共通区分と同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 5戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課